

保健福祉事務所長 様  
(保健所扱い)

健康福祉部長

動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領について(通知)

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)に基づく動物取扱業者の登録の取消し又は業務の停止、特定動物の飼養又は保管の許可の取消し、その他の不利益処分及び行政指導(指導、勧告、助言その他の行為であって不利益処分に該当しないもの)並びに告発に係る事務の取扱いについて、円滑な実施を図るための手続及び関連事項等に関する要領を住民意見を反映させた上で別添のとおり定めました。

その運用等については下記のとおりとしますので、適切な運用をお願いします。

記

1 要領の概要

- (1) 動物の愛護及び管理に関する不利益処分等の実務の概要(別紙)
- (2) 要領の構成

構成		内容
I 総則	第1~4	目的、基本原則、処分等の適用、処分等取扱手順
II 細則	第1	軽微な違反に対する措置(通常行政指導)
	第2	第一種・第二種動物取扱業への勧告、措置命令
	第3	第一種動物取扱業であった者(2年以内)への措置命令
	第4	第一種動物取扱業の業務停止・登録取消
	第5	特定動物の許可取消・措置命令
	第6	動物の飼養等に起因して周辺的生活環境が損なわれている事態に対する措置命令等
	第7	動物の飼養等に起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態に対する措置命令等
	第8	動物の飼い主が条例第6条各号の規定に違反している場合の措置命令
	第9	犬の飼い主が条例第7条第1号の規定に違反している場合の措置命令
	第10、11	弁明の機会の付与、聴聞
第12~14	処分の執行、告発の取扱い、過料の取扱い	

2 施行期日

令和4年1月26日

### 3 運用上の注意

#### (1) 改善を確認する期日の設定

違反事実について、指導又は命令の対象者の対応だけでは速やかに改善できない事情を考慮した上で、次表を目安として期日を定め、改善について指導又は命令すること。

なお、速やかに改善できない事情については、事実関係の確認を行うこと。

行政指導又は 不利益処分の区分		違反事項に対する改善確認のための期日の目安	
		動物の飼養等が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態	左欄以外の事項
行政 指導	改善注意票 改善指導通知書 その他の指導票	1 週間から 1 か月以内	3 か月以内
	始末書		
	勧告		
不利益 処分	措置命令	6 か月以内	
	業務の停止		

#### (2) 複数回の指導について

##### ア てん末書の提出

改善確認の期日を設けて改善注意票などにより 2 回の指導を行ったにもかかわらず改善が確認できない場合は、指導の対象者に対して、これまでに受けた指導に対して改善できなかった事実を記載したてん末書（様式第 14 号）及び改善計画書（参考様式）を保健所長あてに提出するよう指導すること。

##### イ 始末書の徴取

これまでの指導の経過及び提出されたてん末書等を考慮した上で、始末書処分とすることを決定した場合には、指導の対象者から始末書（様式第 14 号）及び改善計画書（参考様式）を速やかに徴取すること。

#### (3) 処分等の決定

処分等（始末書の徴取を含む。）の決定に際しては、担当する保健所内で確認された違反事実等を十分に情報共有した上で判断すること。なお、決定に際しては、事前に健康福祉部食品・生活衛生課と協議すること。

#### (4) 不利益処分の執行について

##### ア 命令書は、不利益処分の名宛人に対して手交することを原則とすること。

イ 不利益処分の名宛人が命令書の手交を拒絶した場合であっても、命令書の内容を口頭で読み聞かせ又は命令書を目視できる状況にした時点で、この処分が相手方に到達したものと判断できること。

ウ 手交によらず命令書を不利益処分の名宛人に送付する場合は、配達証明付き郵便で行うこととし、郵便物の受領を拒絶された場合であっても、この処分が相手方に到達したものと判断できること。

(5) 命令書等の記載に係る注意事項

ア 命令書の処分理由は、違反条項及び違反の原因となる事実を具体的に明示すること。

イ 聴聞の手続きを経た上で執行する次の不利益処分の命令書には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立ての教示を行わないこと<sup>\*1</sup>。

ただし、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に、行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第3項の公示送達<sup>\*2</sup>によっても聴聞を行うことができなかつたときは、様式に記載のとおり教示を行うこと。

(ア) 第一種動物取扱業登録取消命令書（様式第2号）

(イ) 特定動物飼養保管許可取消命令書（様式第4号）

<sup>\*1</sup> この際、教示は「この処分に対する取消訴訟については、長野県を被告として、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）」と記載する。

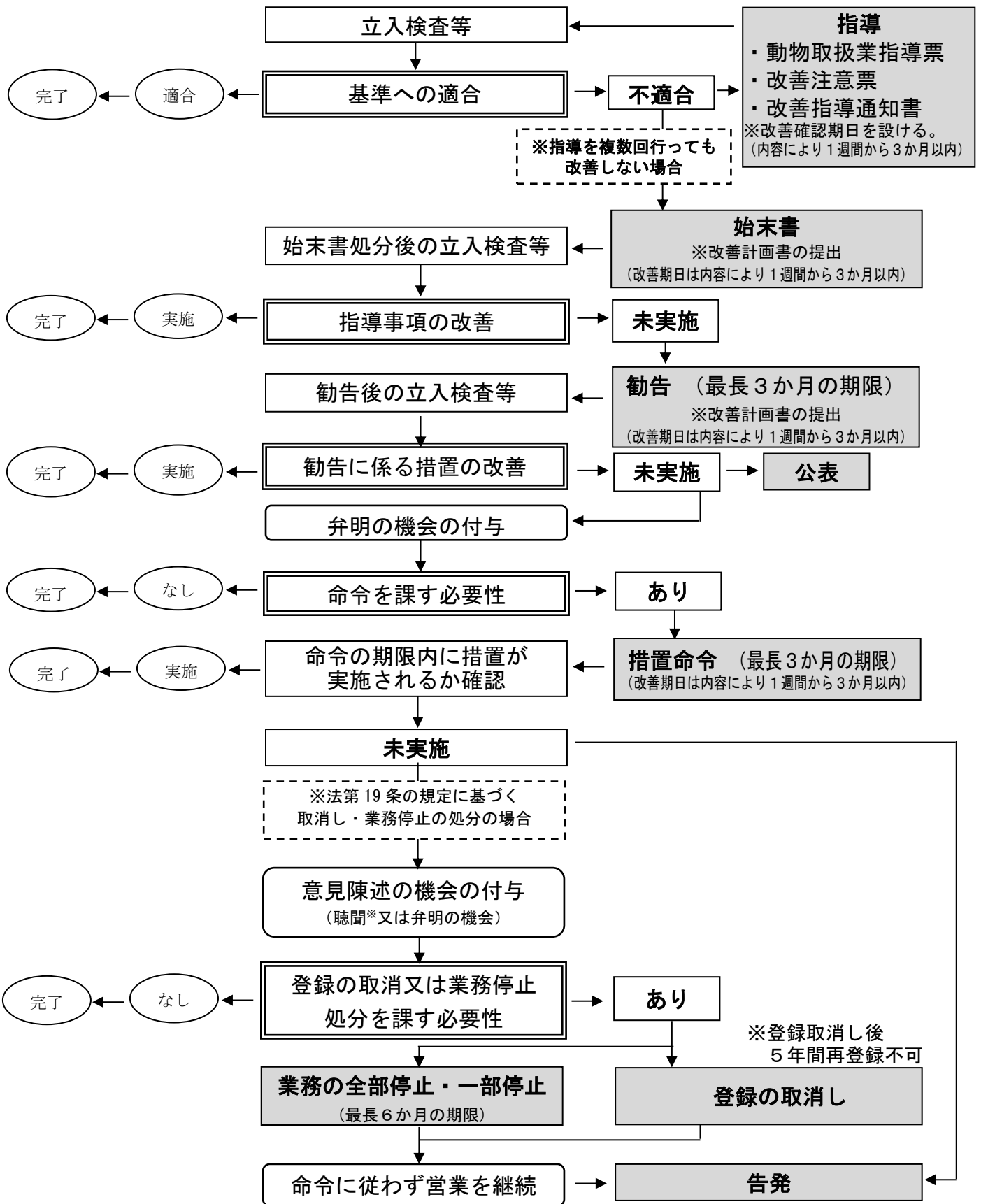
<sup>\*2</sup> 聴聞を実施する旨を保健所等の事務所の掲示板に書面で掲示すること。書面の掲示後、2週間を経過したところで、聴聞を実施する旨の通知が相手方に到達したとみなすことができる。

(6) 意見陳述の機会の付与

この要領の不利益処分については、特定動物の逸走等による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため緊急に当該動物の殺処分など必要な措置の命令を行う場合を除き、行政手続法第13条第2項第1号又は長野県行政手続条例（平成8年長野県条例第1号）第14条第2項第1号の「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。」に該当しないことから、必ず意見陳述の機会を付与すること。

担	当	健康福祉部 食品・生活衛生課 (課長) 吉田 徹也 (担当) 高井 剛介
電	話	026-235-7154 (直通)
ファクシミリ		026-232-7288
防災電話		8-231-2656
電子メール		shokusei@pref.nagano.lg.jp

# 動物の愛護及び管理に関する不利益処分等の実務の概要



※聴聞は登録の取消しを予定する場合に行う。